

屋外広告物の規制・誘導の見直し(素案) に対する参考意見について

1 参考意見の募集方法等

(1) 説明会の開催

開催日時	平成24年11月2日(金) 1回目 10:30～ 2回目 18:30～
開催場所	高松市役所 本庁舎 13階 大会議室

(2) 参考意見の募集

募集期間	平成24年11月5日(月)～11月30日(金)
周知方法	ホームページ, 広報たかまつ, 関連団体等に資料送付(1,391通)

(3) その他

市政出前ふれあいトーク(電柱協議会, 香川県屋外広告美術協同組合, 高松空港通り振興会)
--

2 参考意見(件数)

区 分		件 数			
		個人	企業	団体	合計
参 考 意 見 (全 体)		39	126	40	205
個 別 意 見	① 市全域を対象とした規制・誘導の実施	2	18	7	27
	② 土地利用等に応じた許可基準の設定	6	11	5	22
	③ 交差点における屋外広告物の規制・誘導の強化	4	25	7	36
	④ 色彩基準の導入	3	14	7	24
	⑤ 違反広告物の減少に向けた取組の強化	9	27	7	43
	その他	15	31	7	53

3 参考意見（個別意見）

① 市全域を対象とした規制・誘導の実施

⇒規制対象地域（屋外広告物を表示・設置する際に、許可申請書の提出が必要な地域）を主要路線沿線から**市全域に拡大**します。

◆主な意見（要旨）

【○が反映意見】

- 多くの屋外広告物がまちの景観を損ねています。特に、田園風景の景観を損ねる広告物も多く見受けられるので、規制地域を拡大することに賛成である。
- 美しいまちづくりには賛成ですが、今後、人口減少および経済の縮小が急速に進行していく地方都市において、現状より経済活動を制限する規制はより慎重に行っていただきたいし、さらに経済的負担を強いる施策は、苦しんでいる企業の財産を奪い、経済活動を阻害することが懸念されることから、商業地域は、景観よりも経済活動を優先した規制にすべきである。
- 景観形成重点地区として、栗林公園周辺や仏生山が上げられていますが、屋島や国分寺なども重点地区に指定し、踏み込んだ規制をすべきである。
 - ・広告物が公共の利益を侵害しているとは思えない。民間の自由な活動に行政が無用な規制をしてはならない。
 - ・美しいまちづくりを推奨していただくことに反対はありませんが、一朝一夕には出来ないことかと存じます。強制的な規制をかけるのはどうかと思います。
 - ・街並みの景観保全や高松を県外の人にアピールする上で良い取組だと思えます。

② 土地利用（都市計画制度）等に応じた許可基準の設定

⇒許可基準を他都市（中核市）の平均レベルの基準に見直します。

⇒栗林公園から500m範囲については、**公園内から眺望される屋外広告物を禁止**します。

◆主な意見（要旨）

【○が反映意見】

- 土地利用に応じた許可基準であるならば、建築基準法で認められる建物の高さまで、広告物の設置を認めるべきであり、第3種許可地域（住居系用途地域）の高さ規制について、用途地域を踏まえた高さ規制に見直すべきである。
- 広告板の相互間距離を導入することには賛成ですが、近年、広告板か壁面広告か判断しづらく規制の抜け道とも思える広告物が多数見受けられますので、広告板だけではなく、壁面広告や屋上広告にも相互間距離を導入すべきである。
- LEDを使用した広告物は、表示内容も派手なものが多く、常に内容が変化するため、通行する人や車からの視線を集め、結果的に事故につながる場合が多いので規制を強化すべきである。

- 壁面広告において、これまで壁面の1/2まで設置できたものが、見直しにより、1面当たり○○㎡以下となっており、複数の企業が集合した建物（複合施設）では、先に設置した広告物（広告主）を優先した場合に、営業（広告）できなくなる企業が発生することが想定されるので、広告主単位で判定すべきである。
- 広告物は、営業する上で必要であり、撤去するということは、廃業しろということと同じである。
- 公園内から眺望される広告物を禁止するならば、撤去等に対する費用の全額を市で負担すべきである。
- ・中央通りからフェリー通りの間は本市を代表する中心市街地であるが、整備された商店街を一步外れると旧態依然とした古いタイプの繁華街で、道に溢れる可動式看板、派手な形状や色調の看板が見受けられ、中心市街地には一步踏み込んだ規制を設けるべきである。
 - ・瀬戸の都と語る上で瀬戸内海からの市街地遠望も当然考慮すべきで、奇抜な色彩やネオン、広告に規制をするべきである。
 - ・青少年育成の観点から、他都市よりも沿道で多く見かける本市の成人向けの店舗、浴場、宿泊施設、遊技場の広告看板などの規制を強化すべきである。
 - ・歩道側に6 m程度の街路樹があり、夏になるとかなりの枝葉が茂り、その街路樹の目隠しされた広告物が突然に面前に出現すると、その企業を目指しているドライバーは、その時点で制動をかけても通り過ぎてしまうか、後続車を含めた事故に繋がる恐れがあります。街路樹の高さ、ドライバーの視覚等を鑑みた、規制にすべきである。
 - ・空きテナント等に張られている「テナント募集」、「売地」、「入居者募集」などの広告物は過疎化が進んでいる象徴なので禁止にしていきたい。(雑誌やインターネットでの周知で可能です。)
 - ・広告板の相互間距離については、現行の並んでいる広告物のうちどちらが既存不適格になるのでしょうか？
 - ・行政自身が行なう横断幕やスローガン看板、観光看板も当然に規制の対象としなければ、市民の理解はえられないのではないか。
 - ・広告板の高さ制限については、景観に配慮するならば対象路線の路面に対して制限すべきである。(設置場所の高低差により、広告物の高さが統一感なく、乱雑な印象を与えるため)

③ 交差点における屋外広告物の規制・誘導の強化

⇒**主要な交差点（※1）では、一般広告物（案内目的等の広告物）を禁止**します。（※1…4車線以上の道路が交差する交差点）

⇒それ以外の交差点には、**一定要件を満たす一般広告物（案内目的）以外の広告物を禁止**します。

◆主な意見（要旨）

【○が反映意見】

- 美しいまちづくりには賛成ですが、今後、人口減少および経済の縮小が急速に進行していく地方都市において、現状より経済活動を制限する規制はより慎重に行っていただきたいし、さらに経済的負担を強いる施策は、苦しんでいる企業の財産を奪い、経済活動を阻害することが懸念されることから、商業地域は、景観よりも経済活動を優先した規制にすべきである。（再掲）
- これまでの主要路線を中心とした規制対象地域を、市全域に拡大した場合、対象となる交差点（3m以上の道路が交差する交差点）が、多数あり、その全ての交差点に設置している広告物が既存不適格（違反広告物）として、撤去や改修等を余儀なくされ、経済的負担が大きい広告主が出てくることから、交差点の範囲（定義）については、交通安全上で重要な「信号機を有する交差点」に限定すべきである。
- 案内要件の店舗距離（500m以内）について、他県からの来訪者や、近隣住民を対象としたものなど、企業の業務形態や業務内容によって、対象者が異なり、500m以内では案内目的を果たさないで、店舗までの距離を1,000m以内に見直すべきである。（他県では2～10kmの都市もあります。）
- 案内要件の表示内容について、文字だけの表示では、店舗等の位置が伝わりにくい場合があるので、地図の表示を追加すべきである。
- 案内広告の役割や交通安全上の観点から、交差点規制を見直すことには賛成しますが、交差点に停車しても、見ることができない広告物（ビルの屋上等）を規制すべきではない。

④ 色彩基準の導入

⇒地域の景観に大きく影響を及ぼす屋外広告物に**色彩基準を導入**します。（商業地域等は除く。）

◆主な意見（要旨）

【○が反映意見】

- 企業によっては、青色や緑色を基調とした広告物も多く見受けられますので、全ての色において、同様な取扱いすべきである。
- ・都市軸については、高松市の顔となる路線であるとともに、商業を牽引する重要な路線ですので、10m程度の小規模な広告物にまで過度な色彩規制を導入すべきではない。
- ・壁面広告に色彩規制を導入した場合、建築物の色彩なのか、広告物なのかを運用上の指導は厳しくすべきである。

- ・外国の街が素敵なのは、統一した色合いや広告等の規制によるものと思われます。店先にはためくのぼり旗も、目だった奇抜な色使いは汚いです。のぼり旗への色彩規制をすべきである。
- ・マンションの屋上塔屋等に見受けられる企業広告や企業ロゴは規制の対象にして、少なくとも、そのマンションの色調に押さえさせるべきである。
- ・バスやバス停、駅舎等ではけばけばしい色の広告物が見受けられるので、こうした公共インフラに対しても規制を強化すべきである。

⑤ 違反広告物の減少に向けた取組の強化

- ⇒許可申請書の申請者を**広告主に限定**するとともに、**完了報告書の提出**を義務づけます。
- ⇒他都市の状況を参考に、**許可申請手数料を見直し**ます。
- ⇒既存不適格広告物について、**経過措置期間を6年に設定**します。(それ以降は違反広告物として取扱います。)
- ⇒違反広告物(許可申請書の未提出や許可基準に不適合な広告物)に対する**厳格な是正指導を実施**します。(悪質な施工者に対する、氏名公表制度を導入します。)

◆主な意見(要旨)

【○が反映意見】

- 電柱広告については、市内に数千件あり、また、表示面積が1㎡未満と小さく、町名や交通安全表示などの公共性を兼ね備えた表示内容のものもあります。申請者を広告主に限定すると、双方の事務に多大なる負担が生じることが想定されますので、これまでどおり、広告業者が申請できるように取り扱っていただくか、適用除外にしてほしい。
- 美しいまちづくりには賛成ですが、今後、人口減少および経済の縮小が加速していく地方都市において、経済活動を制限する規制は、より慎重に行ってほしい。また、経済的負担を強いる施策は、苦しんでいる企業の財産を奪い、経済活動を阻害するものである。
- 完了報告書の義務付けによる手数料が値上がりしないよう検討してほしい。
- 適法に設置した広告物は、改修するまで許可すべきである。
- 耐用年数や簿価償却期間等を考慮した、経過措置期間にすべきである。
- 土地活用として広告物を設置している土地・建物所有者にとっては、経過措置期間内の広告主の変更ができないことにより、初期投資の回収ができないことが想定されるので、その期間内は表示内容の変更を可能としてほしい。
- 広告物の改修や撤去に関して相当の費用を要するが、厳しい経済状況下で、その費用を支払うことについては、資金調達面で現実的に不可能であり、補助制度を創設してほしい。
- 既存の広告物については、永年使用を前提として数十年耐えうるものを設置していることから、適用するのであれば、同等の対価および撤去等の費用は、市が負担すべきである。
- 実行性のある是正指導を実施することに賛成しますが、その実施方法等を明確にしてほしい。
- 高松は特に違反広告物(特に交差点)が多いと思われますので、違反した業者には、業務停止ぐらいの罰則を適用すべきである。

◆主な意見（要旨）

【○が反映意見】

- ・児童生徒の通学路には不適切な広告は規制をするべきである。
- ・美しいまちづくりは人の心を穏やかにし、人間自体も精神的に向上するのではないかとさえ思いますので、できることなら、屋外広告物を一切排除するとともに、電柱も地下に埋めてほしい。
- ・美しいまちづくりには、まず、電柱・電線を地下埋設することです。いくら広告物や建築物を規制しても、電柱・電線をそのままにしているのは、すっきりとした都市景観は得られません。欧州はもとより最近では中国でも電柱・電線の地下埋設が進行し、美しい街道となってきました。毎年、予算を計上して推進してみてもどうでしょうか。
- ・美しいまちづくりを進める上で、歩道上に落ちているタバコ・空き缶・ペットボトル等のゴミの多さにうんざりしますので、まず、住民の美意識の向上、マナーの向上が必要だと思いますので、大都市並みのポイ捨て禁止条例を決めていただきたい。
- ・看板もさることながら、美しいまちづくりには大賛成です。約20年前に高松市のアンケート調査で、美観を悪くしているものの、No. 1は電柱だったはずですが。道路工事をするたびに電柱を地下埋設すべきだと思います。仙台市も電柱がなくまちなみがきれいです。電柱の撤去についても、是非検討していただきたい。
- ・許可基準の明確な運用をしていただきたい。（担当によって説明が変わる場合があります。）
- ・景観・屋外広告物の規制は、長期にわたって都市形成に大きな影響を及ぼします。貴重な自然・歴史的景観遺産の保全と、市民生活・産業活動との共存こそが必要だと考えますので、その両面の配慮と決め細やかな運用をお願いします。
- ・広告物の実態について、都市計画課で調査し、登録業者・広告主に結果報告してください。
- ・公共施設や公共交通（バス等）にも規制の対象にしなければ、市民の理解はえられないのではないのか。